

## 経済センサス

## 基礎調査を実施します

「経済センサスー基礎調査」は、わが国の全ての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく基幹統計調査です。

6月から11月までの期間に、調査員が全ての事業所の活動状況を実地確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布します。

調査票の回答は、パソコンやスマートフォン等を利用したオンライン回答が可能です。

第3期（10月から11月）は別海市街地区で調査を実施します。

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

調査の趣旨と必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いします。

問合せ／まちづくり推進担当  
(内線 2212)

## ■調査スケジュール

| 時 期 | 対 象 地 区                        | 期 間     |
|-----|--------------------------------|---------|
| 第1期 | 尾岱沼、床丹、本別海、奥行、中春別、美原、豊原、上風連    | 終 了     |
| 第2期 | 西春別駅前、西春別、上春別、大成、本別、泉川、中西別、矢臼別 | 終 了     |
| 第3期 | 別海市街                           | 10月～11月 |

## 10月18日は統計の日

「統計の日」は、統計に対する国民の関心と理解を深め、国や自治体などが実施する統計調査へのより一層の協力が得られることを目的に、10月18日と定められました。

各種の統計結果は、国の政策に反映されるだけでなく、インターネット上の政府統計総合窓口e-Statで公開されており、皆さんの身近な疑問の解決や、授業の教材などさまざまな学習にもご活用いただけます。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2212）

## 知床ナンバー

## 周知用ステッカーを配布しています

知床ナンバーは令和2年度中に交付を開始する予定ですが、知床ナンバーを広く周知するため、知床周辺7町で構成している知床ナンバー協議会が2種類のデザインのステッカーを作成しました。

このステッカーは本庁舎および各支所、各連絡事務所に配布していますので、ご自由にお持ちください。



一部の役場公用車にもステッカーを貼っています。

交付開始以降、知床ナンバー対象地域で新規登録する車のナンバープレートは、全て知床ナンバーになり、釧路ナンバーは選択できなくなります。カラー図柄、モノクロ図柄、図柄なしの3種類の知床ナンバーから選択することになります。

町ホームページでは「どんなときにナンバーが変更になるのか」を紹介していますので、ご覧ください。

町ホームページ検索キーワード

知床ナンバーの導入



問合せ／企画振興担当

(内線2213・2214)

## 別海町ふるさと応援制度

## 寄付を頂きました

8月中旬に、延べ139名の方から寄付を頂きました。たくさんの応援をありがとうございます。

寄付金は、活力あるふるさとづくりのために有効活用させていただきます。

なお、氏名および住所の公表を承諾された方については、町ホームページに掲載しています。

また、本町では、まちの魅力や地場産品等のPRのため返礼品の充実を図っており、返礼品を提供していただける事業者を随時募集していますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

町ホームページ  
検索キーワード

ふるさと納税



問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）



## 大規模な土地取引には 届出が必要です

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引（所有権の移転等）を行ったときは、契約締結日を含めて2週間以内（郵送期間を含む）に、譲受人（権利取得者）は土地の利用目的および取引価格等を土地の所在する市町村に届け出る必要があります。

適正な土地利用の確保のため、提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出をお願いします。

■**提出方法** 右記提出先に持参または郵送

■**届出様式** 町ホームページにて配布

■**制度の詳細** 北海道土地水対策課のページ「大規模な土地に関する権利の移転等の届出制度（国土利用計画法）」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/seido.htm>



### <届出に係る留意事項>

- 本町の場合は、10,000㎡以上の土地取引が届出対象です。
- 当事者の一方または双方が国や地方公共団体等である場合や、滞納処分等の競売、農地法第3条第1項の許可を要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は届出不要です。
- 契約締結日から2週間後に当たる日が、土、日、祝日等で閉庁日の場合は、その翌日等、最初の開庁日が提出期限となります。

### <提出先・問合せ>

〒086-0205 別海町別海常盤町280番地  
別海町役場総務部 総合政策課 企画振興担当  
TEL 75-2111（内線2213）

町ホームページ  
検索キーワード

土地取引



## 軽自動車税の納め忘れはありませんか

令和元年度の軽自動車税は6月末で納期が終了しています。いま一度納められないかご確認いただき「納付したか分からない」「納付書を紛失してしまった」「すぐに納付ができない」などの各種相談は下記担当までご連絡ください。

また、令和元年度の町道民税と固定資産税は10月末の第3期納期限で本年度の納期が終了しますので、納期内納税にご協力をお願いします。

**町税の納付は便利で安心な口座振替をお勧めします**

## 税務課から

### 本年度の 債権調査・差押件数

- 債権の調査 665件
- 債権の差押 54件  
（令和元年8月末現在）

問合せ／収納対策担当  
（内線1115・1116）

## 通院等乗合ハイヤー 試行運行等のお知らせ

買い物に行く際に家族の方などから送迎の支援を受けられない方を対象に、自宅から町立別海病院または交流館ぷらとまでの区間、通院等乗合ハイヤーの試行運行を行っています。

利用を希望される方は、事前に利用者登録申請が必要になります。

ただし、下記に該当する方は対象になりません。

- ①路線バスが運行している市街地および運行路線からおおむね500m以内の方
- ②福祉有償運送、外出支援サービスを利用できる方
- ③移動支援事業、居宅介護通院等介助、同行援護等を利用できる方
- ④乗降および乗車中に支援が必要となる方

### ■申請書配布場所および提出先

役場福祉課・介護支援課窓口、車両センター、各支所、各連絡事務所

※申請書は町ホームページからもダウンロード可能です。また、郵送でも申請が可能です。

問合せ／車両管理担当 TEL 79-5202

本町では、路線バスが運行していない地区に居住している方のうち、運転免許証を有しない65歳以上の高齢者の方、または障害者手帳等の交付を受けている方で、通院や



町ホームページ検索キーワード

通院等乗合ハイヤー

